

北海道 S A R S 対策 行 動 計 画 (第 5 版)

本行動計画は、北海道が現在得られる情報を基に作成した暫定版であり、今後新たな情報に基づいて改訂していく予定です。

平成 2 2 年 5 月 1 3 日
北 海 道 保 健 福 祉 部

目 次

重症急性呼吸器症候群（SARS）患者、疑似症患者等の判断基準について ・・・・・・・・・・	1～3P
1 SARS患者の定義	
2 臨床的特徴	
3 報告の基準	
(1) 「患者」の判断基準	
(2) 「疑似症患者」の判断基準	
従来の「疑い例」の取扱いについて	
保健所の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4～8P
1 情報の収集	
(1) 医療機関からの情報	
(2) 住民からの相談	
2 具体的対応	
(1) 健康診断、就業制限及び入院に関する事項	
(2) 接触者の調査及び対応	
(3) 消毒その他の措置に関する事項	
検査体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9～14P
1 検査実施に際しての基本的事項	
2 SARSコロナウイルスの行政検査の実施について	
3 検体について	
4 SARSコロナウイルスの検査の流れ	
5 SARSコロナウイルスの行政検査要領	
6 SARSコロナウイルス以外の検査	
7 検査材料と採取方法	
8 検査材料の輸送	
医療体制等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15～23P
1 初期診療医療機関における診療	
(1) 受診	
(2) 診療	
(3) 保健所への届出	
2 医療機関への入院	
3 医療機関からの退院	
4 重症急性呼吸器症候群（SARS）管理指針	
(1) 「疑い例（Suspected case）」の外来での管理	
(2) 「疑似症患者」及び「SARS患者」の管理	
(3) 「疑い例」、「疑似症患者」、「SARS患者」との接触者の管理	

- (4) 「疑似症患者」、「SARS患者」に対する院内感染対策
- (5) 病院の検査室での対応

患者移送・・ 24～25P

- 1 「疑似症患者」及び「SARS患者」の移送
- 2 移送従事者の感染防止
- 3 移送従事者の健康管理
- 4 随行者
- 5 患者のプライバシー保護

消毒・汚染除去等・・ 26～31P

- 1 医療機関等における消毒
- 2 家庭、職場における消毒例

「疑い例」、「疑似症患者」、「SARS患者」の供血歴及び臓器等提供歴について・・ 32P

- 1 供血歴に関する事項
- 2 臓器等の提供歴に関する事項

広報及び情報提供・・ 33～34P

- 1 基本的な考え方
- 2 情報の提供

各種様式・・ 35～52P

- 1 一類感染症、二類感染症及び三類感染症発生届出票 [医療機関用] (別紙1)
- 2 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症検査票(病原体)
[医療機関用] (別紙2)
- 3 重症急性呼吸器症候群(SARS)「疑い例」「疑似症患者」「SARS患者」報告用紙
[医療機関用] (別紙3-1から3-2-2まで)
- 4 SARS患者(疑い例・疑似症患者)発生時の患者調査票 [保健所用]
(別紙4-1から4-3まで)
- 5 SARS患者(疑い例・疑似症患者)行動調査票 [保健所用]
(別紙5-1から5-4まで)
- 6 接触者調査票(接触者モニタリング用紙) [保健所用] (別紙6)
- 7 接触者モニタリング [保健所用] (別紙7)
- 8 体温記録用紙 [接触者用] (別紙8)
- 9 SARSの非流行時における報告について [医療機関用]
(別紙9-1から9-2まで)
- 10 予防策 [医療機関用] (別紙10)

北海道SARS対策行動計画の改訂（第5版）にあたって

平成15年の春に、東アジアを中心に猛威をふるってきた重症急性呼吸器症候群（SARS）は、感染者数8,098名、死亡者数774名（2002年11月1日から2003年7月31日までの期間におけるWHO報告）を数えるなど、世界的脅威を与えてきたが、その後の各国の強力な対応により感染者数が減少し、7月上旬には、WHOが事実上のSARS制圧宣言を行うなど、一応の終息を見たところである。

しかしながら、SARSは、その感染源や感染経路が未だ解明されておらず、有効な治療法の確立やワクチンの研究、開発など多くの課題が残されている。また、WHOはインフルエンザが流行する冬期間におけるSARSの流行の可能性を指摘していることから、冬期間におけるより一層の警戒が重要である。

一方、国においては、東アジアでの流行が確認された時期から、未知の感染症であるSARSを感染症法に定める「新感染症」に指定し、空港や港湾など水際での検疫強化と各都道府県に対し厳重な予防対策を講じるよう指示したことから、道としては患者発生に迅速かつ適切な対応ができるよう平成15年4月末までに「北海道SARS対策行動計画」を策定した。

また、5月にはWHOや国などの新たな情報のもとに改訂版（第2版）を作成し、さらに、7月には、「新感染症」としての取扱いが「指定感染症」に改められたことを受け、改訂版（第3版）を作成したところである。

このような中、国は、平成15年11月5日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正を行い、SARSについては、これまでの「指定感染症」を「一類感染症」に変更し、無症状病原体保有者についても健康診断などの勧告が行うことができることなど、その取扱いを改めたところである。

このことから、道としては、一類感染症への移行に伴う表現の整理やSARSコロナウイルスの迅速検査法やSARSの非流行時における取扱いなど国からの関連通知をもとに、それまでの行動計画を改訂（第4版）したところであるが、本年4月1日付けの道の組織機構改正に伴う組織名称の変更に基づき行動計画における組織名称等を整理し、行動計画を改定（第5版）するものである。

医療機関、市町村、消防署など関係機関におかれては、引き続き本計画に基づくSARS対策の推進について特段の協力をお願いする。